

公益財団法人
東洋紡バイオテクノロジー研究財団 定款

第1章 総則

(名称)

- 第1条 この法人は、公益財団法人 東洋紡バイオテクノロジー研究財団と称する。
- 2 この法人の英語名表記を、TOYOBO BIOTECHNOLOGY FOUNDATION とする。

(事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。
- 2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことが出来る。

第2章 目的及び事業

(目的)

- 第3条 この法人は、バイオテクノロジー及びその関連の研究開発が、医療、食糧、資源、エネルギー、環境などの人類の健康と福祉にかかわる諸問題の解決に有力な手段を提供することに期待し、これらの科学技術の調査、研究開発を助成し、その成果を通じて、より高度な文明社会の創造に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 専門研究者を中心とした研究会の開催
 - (2) バイオテクノロジーの分野における各種資料の刊行
 - (3) 研究者に対する助成金の交付
 - (4) その他この財団の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の構成)

第5条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 財産運用収益
- (3) 設立後の寄附金
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の議決を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第8条 この法人の財産の管理・運用は、代表理事の命を受けて業務執行理事が行うものとし、その方法は、理事会で別に定める。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 3 第1項の事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第13条 この法人に評議員10名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たすものとする。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロ又はニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体において職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の

規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

- 3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届けるものとする。

(任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第16条 評議員は無報酬とする

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前二項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第5章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
- (3) 監事の報酬の額の決定
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の決算の承認

- (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け
 - (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款に定められている事項
- 2 前項にかかわらず、個々の評議員会において第 21 条第 1 項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

- 2 定時評議員会は、年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第21条 理事長は、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経る事なく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中からその都度互選する。

(定足数)

第23条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第24条 評議員会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経るものとする。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡または公益目的事業の全部の廃止

(5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第25条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第26条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第28条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものの

ほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第6章 役員

(役員の設置)

第29条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 15 名以内
- (2) 監事 2 名以上 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を代表理事とし、理事長とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、1 名を業務執行理事とし、常務理事とする。

(選任等)

第30条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、この法人の日常業務を分担処理するほか、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、評議員会及び理事会招集並びに理事会議長の職務を代行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対し事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が不正な行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められるときは、これを評議員会及び理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、前項の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集しなければならない。
- 6 監事は、理事長が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告することができる。
- 7 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為がこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。
- 8 監事は、その他監事に認められた法令上の権限を行使するものとする。

(役員任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第29条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第34条 理事及び監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行うものとする。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき

(報酬等)

第35条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には評議員会で定めた額の報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前二項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規定による。

(取引の制限)

第36条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得るものとする。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除及び限定)

第37条 この法人は、役員一般の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の

限度額は、金 10 万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会

(構成)

第38条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (5) 各事業年度の事業報告の承認
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け

(種類及び開催)

第40条 理事会は通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、事業年度ごとに原則として5月又は6月及び3月の2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 第32条第5項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第41条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、常務理事が理事会を招集する。
- 3 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が、理事会を招集する。
- 4 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催の5日前までに、通知しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、常務理事が議長の職務を代行する。

(定足数)

第43条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。

(決議)

第44条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることでできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議をのべたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第46条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第31条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印するものとする。

(理事会運営規則)

第48条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業並びに第14条に規定する評議員の選任及び解任の方法については4分の3以上による決議とする。

(解散)

第50条 この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第51条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第53条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 補則

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別途定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事（理事長）は津村準二、業務執行理事（常務理事）は岡 正則とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

石川正俊、	石野史敏、	岡野光夫、	篠原隆司、	白川昌宏
高橋淑子、	高浜洋介、	田畑泰彦、	手嶋眞一、	那波宏之
西村いくこ、	畠山鎮次、	難波啓一、	松田秀雄、	森 郁恵